

## 佐世保市 安全・安心住まいづくり支援事業実施要領

第1条 この要領は、佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第5条第1号に規定する市長が別に定めるものとは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昭和56年12月31日までに佐世保市の固定資産台帳に記載されているもの
- (2) 当該住宅にかかる登記事項証明書の原因及びその日付が、昭和56年8月末日以前のもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築工事届出を受理されたもの
- (4) その他市長が認めるもの

第3条 要綱第13条第1項第2号に規定する市長が別に定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に本店、支店、営業所等を有する事業者又は市内に住所を有する個人（以下「市内業者」という。）であって市税及び国民健康保険税の滞納がなく、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けたもの
- (2) 市内業者に該当しない者で、県内に本店、支店、営業所等を有する事業者又は県内に住所を有する個人（以下「県内業者」という。）であって法人税の滞納がなく、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けたもの
- (3) 市内業者又は県内業者に該当しない者で、申請に係る補助対象住宅の建築等を施工したものであって法人税の滞納がなく、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けたもの
- (4) 市内業者又は県内業者に該当する者であって市税及び国民健康保険税の滞納がなく、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有しないもののうち、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者の監理の下に耐震改修工事を行うもの

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年8月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要領の規定は、平成21年6月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要領の規定は、平成30年5月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業実施要領の規定は、令和元年5月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。